

# 3 介護報酬改定内容(サービス毎)

## 居宅介護支援

# ① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護等のターミナルケア加算における対応と同様に、基本報酬(介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護(介護老人保健施設によるものを除く))や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。

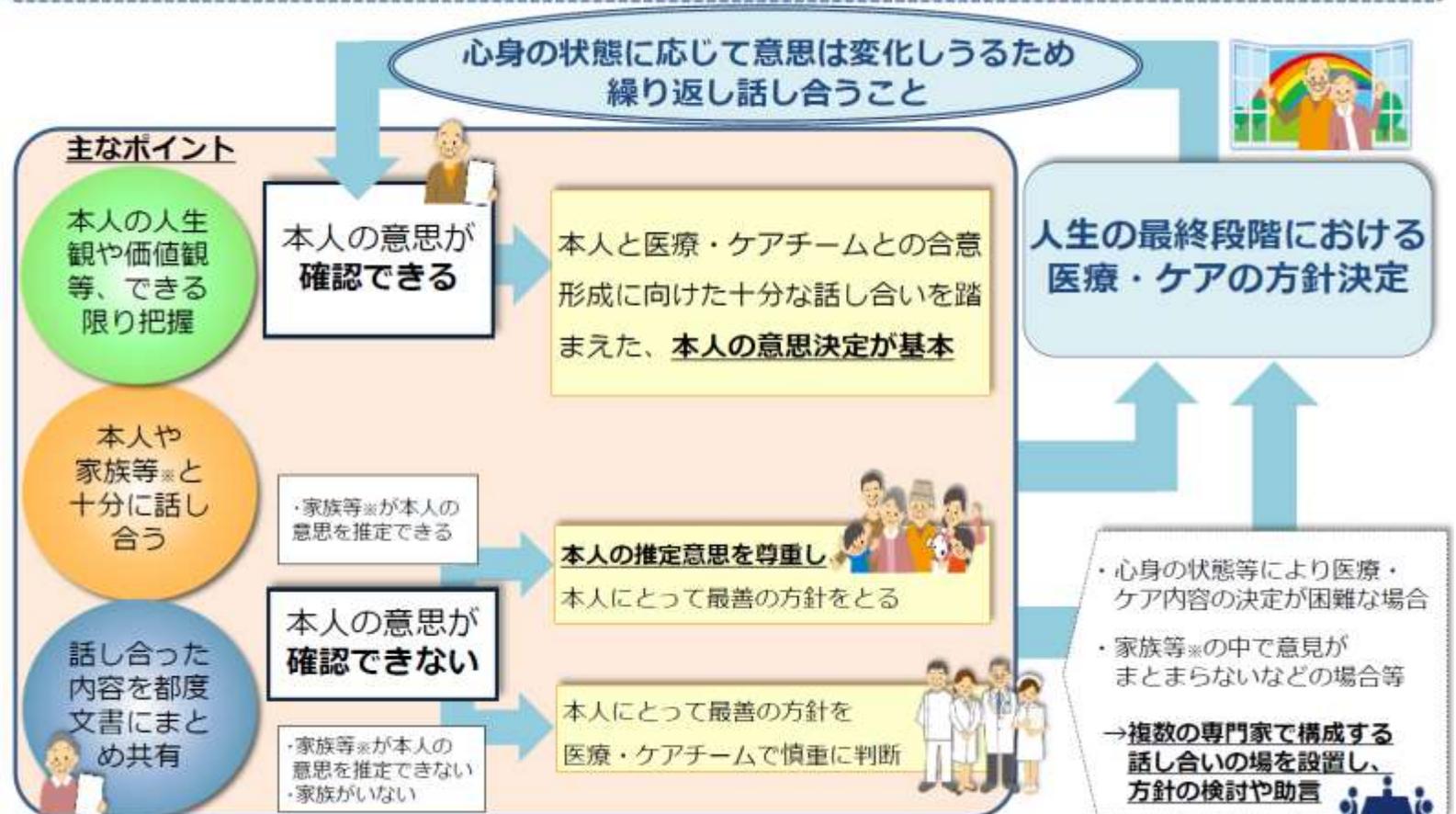
施設系サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。

- ターミナルケアに係る要件として、以下の内容等を通知等に記載する。
  - ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- 施設サービス計画の要件として、以下の内容等を運営基準の通知に記載する。
  - ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

# ① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」における意思決定支援や方針決定の流れ (平成30年版)

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めること。

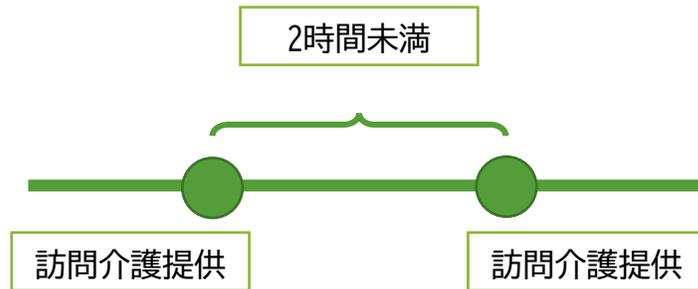


※本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、話し合いに先立ち特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことが重要である。  
※家族等には広い範囲の人(親しい友人等)を含み、複数人存在することも考えられる。



# ⑦ 訪問介護における看取り期の対応の評価

看取り期における対応の充実と適切な評価を図る観点から、看取り期には頻回の訪問介護が必要とされるとともに、柔軟な対応が求められることを踏まえ、看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合に、訪問介護に係る2時間ルールの運用を弾力化し、2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合に、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする。



< 現行 >

それぞれの所要時間を合算して報酬を算定  
 例：それぞれ身体介護を25分提供  
 →合算して50分提供したものととして報酬を算定するため、30分以上1時間未満の396単位を算定

訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではない。  
 したがって、前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする(緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く。)

< 改定後 >

所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数を算定  
 例：それぞれ身体介護を25分提供  
 →合算せずにそれぞれ25分提供したものととして報酬を算定するため、250単位×2回=500単位を算定

⑦

## 退院・退所時のカンファレンスにおける 福祉用具専門相談員等の参画促進

退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、居宅介護支援の退院・退所加算や施設系サービスの退所時の支援に係る加算において求められる退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画することを明確化する。

○ 居宅介護支援における退院・退所加算のカンファレンスの要件について、以下の内容を通知に記載する。

・退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

# ① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①

経営の安定化、質の高いケアマネジメントの一層の推進を図る観点から、特定事業所加算について、以下の見直しを行う。

ア 必要に応じて、**多様な主体等が提供する生活支援のサービス**(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような**居宅サービス計画を作成している**ことを要件として求める。

イ **小規模事業所が事業所間連携**により質の高いケアマネジメントを実現していくよう、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を**評価**するような区分を創設する。

ウ **特定事業所加算(Ⅳ)**について、加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までと異なり、病院との連携や看取りへの対応の状況を要件とするものであることを踏まえ、医療と介護の連携を推進する観点から、**特定事業所加算から切り離れた別個の加算**とする。

# ① 質の高いケアマネジメントの推進 (特定事業所加算の見直し等) ①

## < 現行 >

特定事業所加算(Ⅰ) 500単位/月  
特定事業所加算(Ⅱ) 400単位/月  
特定事業所加算(Ⅲ) 300単位/月

特定事業所加算(Ⅳ) 125単位/月



## < 改定後 >

特定事業所加算(Ⅰ) 505単位/月  
特定事業所加算(Ⅱ) 407単位/月  
特定事業所加算(Ⅲ) 309単位/月  
特定事業所加算(A) 100単位/月(新設)

特定事業所医療介護連携加算 125単位/月

# ① 質の高いケアマネジメントの推進 (特定事業所加算の見直し等) ①

算定要件	特定事業所加算(A)	算定要件	特定事業所加算(A)
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	1名以上	(8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	常勤：1名以上、非常勤：1名以上 (非常勤は他事業所との兼務可)	(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること	○	(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満)であること	○
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○ 連携でも可	(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること (平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	—	(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○ 連携でも可
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○ 連携でも可	(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○		

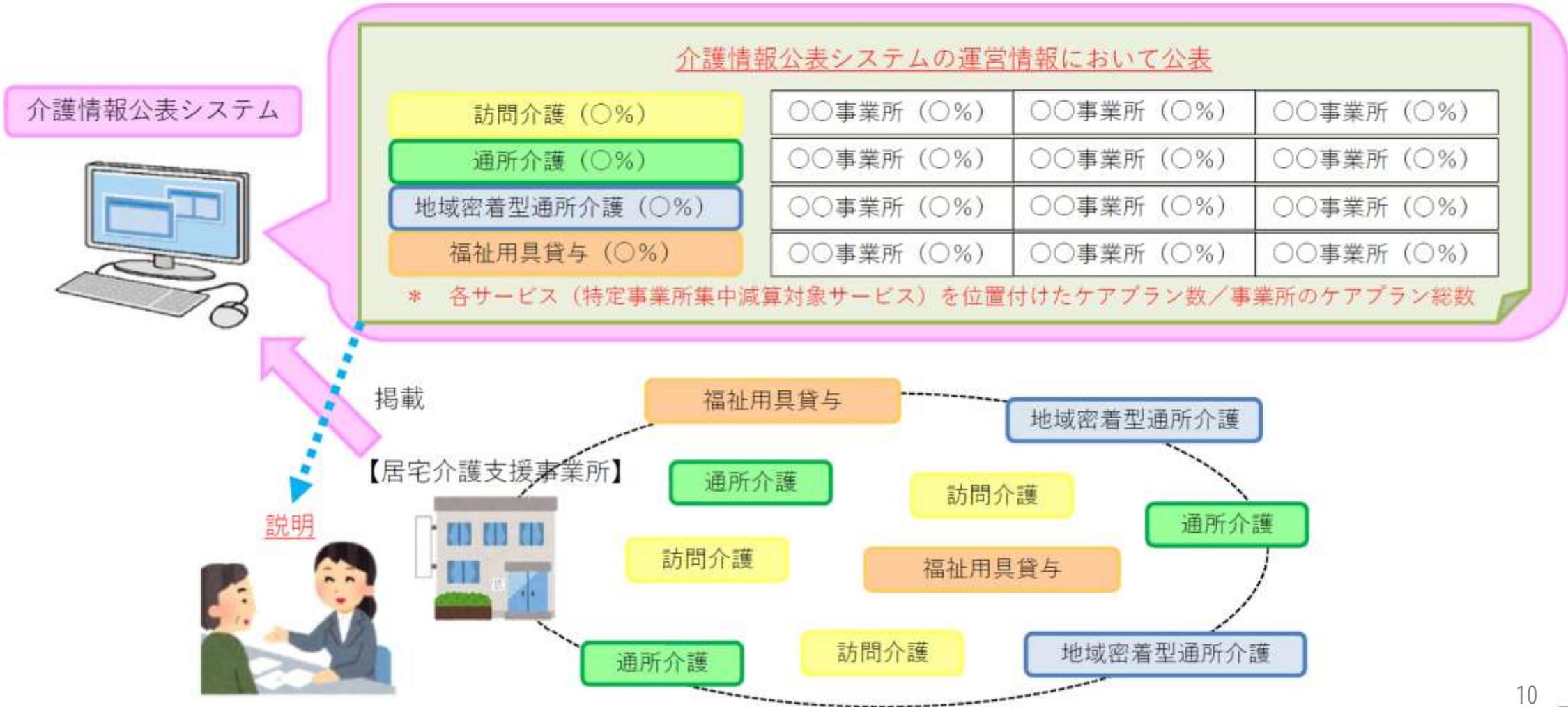
# ① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)②

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、**介護サービス情報公表制度**において公表することを求める。

・前6か月間に作成した**ケアプラン**における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の**各サービスの利用割合**

・前6か月間に作成した**ケアプラン**における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の**各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合**

# ① 質の高いケアマネジメントの推進 (特定事業所加算の見直し等) ②



## ② 逓減制の見直し

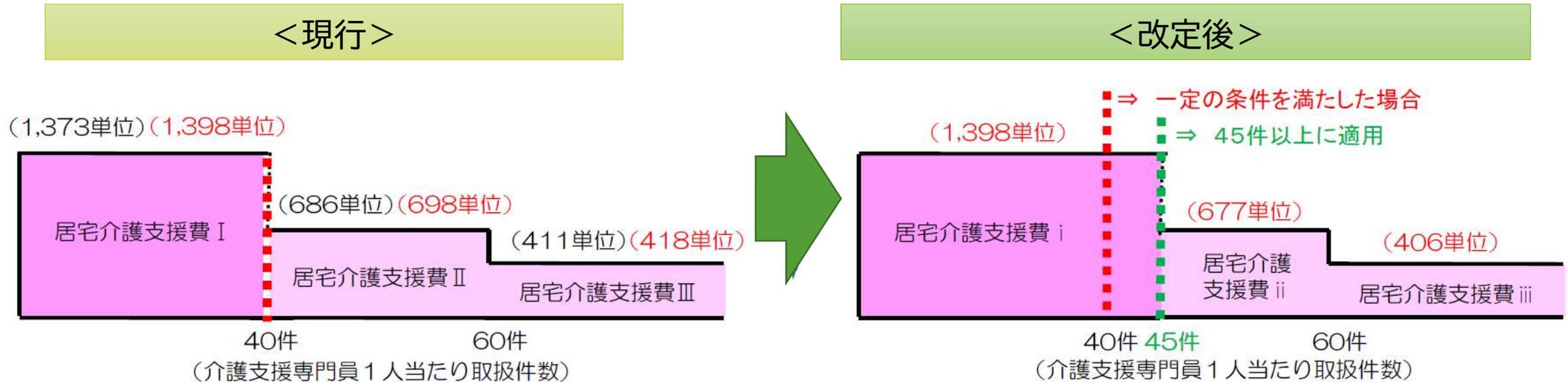
適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上の場合40件目から、60件以上の場合60件目からそれぞれ評価が低くなる(40件未満は居宅介護支援費(Ⅰ)、40件以上60件未満の部分は同(Ⅱ)、60件以上の場合は同(Ⅲ)が適用される)逓減制において、**一定のICT(AIを含む)の活用又は事務職員の配置を行っている事業者**については、**逓減制の適用(居宅介護支援費(Ⅱ)の適用)を45件以上の部分からとする見直しを行う。**

その際、この取扱いを行う場合の逓減率(居宅介護支援(Ⅱ)及び(Ⅲ)の単位数)について、メリハリをつけた設定とする見直しを行う。

逓減制における介護支援専門員1人当たりの取扱件数の計算に当たり、現在、事業所が自然災害や感染症等による突発的な対応で利用者を受け入れた場合は、例外的に件数に含めないこととしているが、**地域の実情を踏まえ、事業所がその周辺の中山間地域等の事業所の存在状況からやむを得ず利用者を受け入れた場合**についても**例外的に件数に含めない見直しを行う。**

# ② 逓減制の見直し

例：要介護3・4・5の場合（黒字：現行の単位数、赤字：改定後の単位数）



※ ICT等の活用の有無にかかわらず、事業所がその周辺の中山間地域等の事業所の存在状況からやむを得ず利用者を受け入れた場合、例外的に件数に含めない。

### ③ 医療機関との情報連携の強化

居宅介護支援について、医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価する新たな加算を創設する。

#### 通院時情報連携加算 50単位/月(新設)

- ・利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする
- ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合



## ④ 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの**利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能**とする見直しを行う。

サービス利用の実績がない場合は請求不可 → 居宅介護支援費を算定可

- ・モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の(原案の)作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること
- ・居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと

## ⑤ 介護予防支援の充実

介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する新たな加算を創設する。

委託連携加算

300単位/月(新設)

○ 利用者1人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定する

※ 当該加算を算定した際には、介護予防支援事業所に対して、当該加算を勘案した委託費の設定等を行うよう求める。

## ⑪ 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

○ 平成30年度介護報酬改定において導入された生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証の仕組みについて、実施の状況や効果を踏まえて、ケアマネジャーや市町村の事務負担にも配慮して、届出のあったケアプランの検証や届出頻度について、以下の見直しを行う。

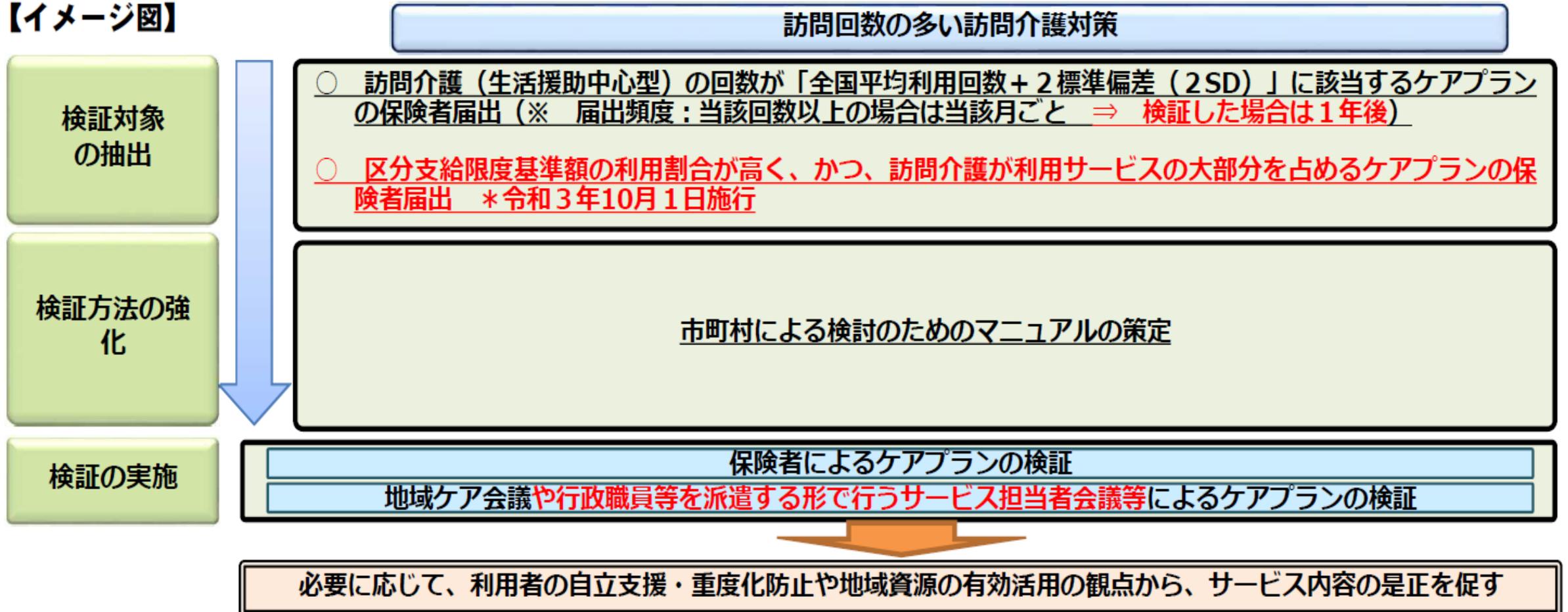
- ・ 検証の仕方について、地域ケア会議のみならず、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での対応を可能とする
- ・ 届出頻度について、検証したケアプランの次回の届出は1年後とする

○ より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限につながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。

(効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行)

# ⑪ 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

## 【イメージ図】



## ⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、以下の対応を行う。

ア 訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与について、**事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。**

また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する。

イ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者の**ケアプラン**について、**区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合**に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの**点検・検証**を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。

（居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、**10月から施行**）

## ② 居宅介護支援における(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、報酬体系の簡素化の観点から、算定実績を踏まえて、廃止する。

<現行>		<改定後>
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月	廃止
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月	
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月	

# 介護給付費算定等に係る体制等状況一覧表 提出が必要となる場合①

## 43 居宅介護支援

LIFEへの登録

→ 「2 あり」の場合

情報通信機器等の活用等の体制

→ 「2 あり」の場合

特定事業所医療介護連携加算

→ 「2 あり」の場合 ※旧特定事業所加算IV

特定事業所加算

→ 「5 加算A」を算定する場合

※報酬改定以外の要因により、体制等に変更がある場合は、上記にかかわらず提出が必要。